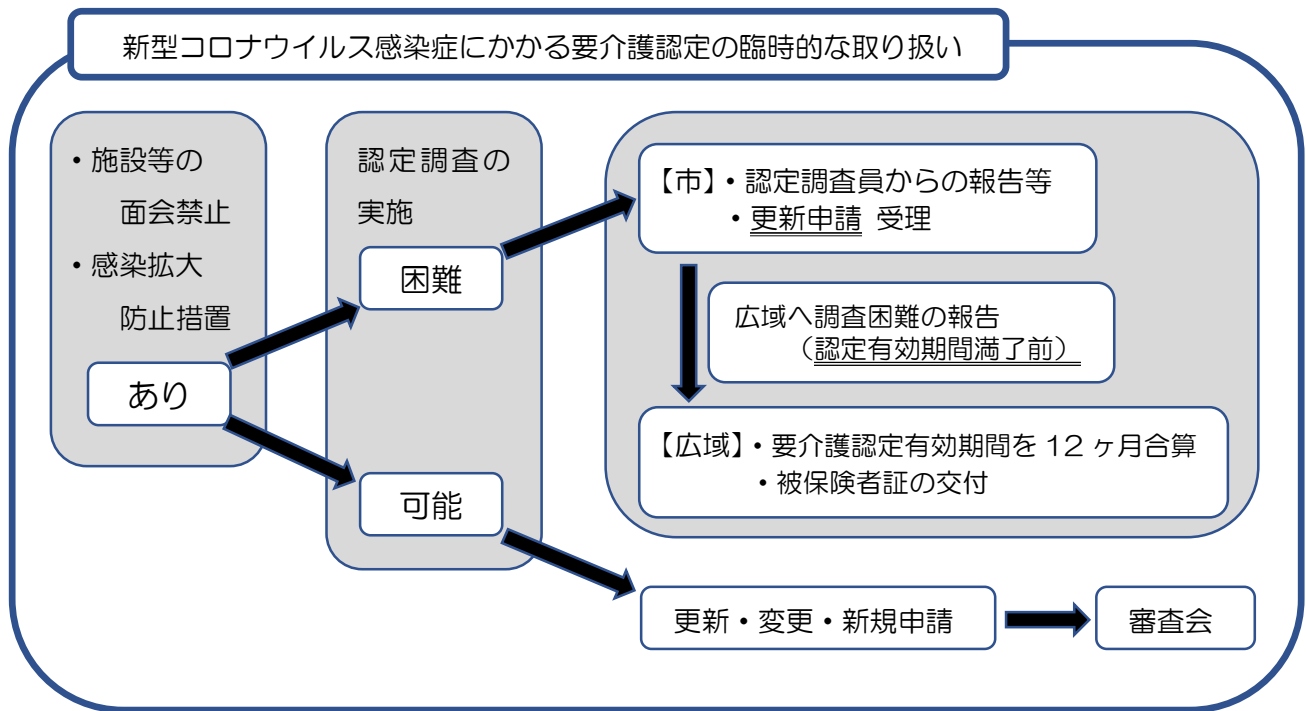


新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の 臨時的な取り扱い（フロー）



「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱い」は次のとおりです。

- 1 「要介護状態区分等」は変更しません。
現在の状態を継続します。
- 2 要介護認定有効期間を 12 ヶ月合算します。
- 3 新規申請・変更申請は、認定調査が必要です。

（注意）

今後、国の通知等により「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱い」の変更が想定されます。変更があった場合は、当組合ホームページへ掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。